

附表2（第4項関係）

有機系廃液中に含んではならない物質の処理方法について

- ア アルカリ金属, アルカリ土類金属及びそれらの合金有機溶剤から分離したこれらの物質は, 戸外において乾燥した鉄鍋中で油をつけたボロ布, 炭などを加え, 少量ずつ着火して焼却する。このとき発生する煙霧は有害であるから皮膚に触れたり, 吸入したりしないようにする。灰は冷却後, 少量ずつ水中に投じ, 中和, 希釈した後放流する。
- イ 水銀及びその化合物（国立大学邦人山口大学無機系廃液取扱要項（昭和54年10月9日制定）参照）
- ウ 黄りん（アに同じ）
- エ その他還元性の強い物質
炭化カルシウム 戸外で少量ずつ水中に投ずる。
りん化カルシウム 戸外で少量ずつ焼却する。
- オ 1分子にニトロ基2個以上を含むニトロ化合物及び火薬類
乾いた粘土に吸収させて少量ずつ焼却する。
- カ 過酸化物及び過酸化物を生成し易い物質
過酸化ベンゾイル, メチルエチルケトンパーオキサイドは, 10倍量の分解液（水酸化ナトリウム20部, 水80部, 分解剤少量）の中に少量ずつ加えて分解させる。この際分解した部分が沈澱したり, 塊状とならないように注意すること。
1昼夜放置して, 中和し水で希釈した後放流する。
- キ 塩素酸及び過塩素酸化合物
これらの物質を含む非水溶性有機溶剤は, 十分に水洗した後, 有機溶剤貯留容器に貯留する。
- ク アルキルアルミニウム化合物
水を含まない炭化水素系溶剤で, 1%以下に希釈し, 安全な場所に放置する。空気中の酸素が徐々に溶剤中に溶解して反応し白色物質となったとき, この希釈液を大量の水又は薄い水酸化ナトリウム水溶液中に徐々に排出する。